明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（九）　七
○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（一〇）　七
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一一）　七
○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（一二）　七
○関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（一三）　七
○株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（一四）　七
○雇用保険法等の一部を改正する法律（一五）　七
○介護保険法施行法の一部を改正する法律（一六）　七
○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（一七）　七
○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（一八）　七
○平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（一九）　七
○国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（二〇）　七
○国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律（二一）　七

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（六九）　三
○国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令（七〇）　三
○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（七一）　四
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（七二）　四
○関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（七三）　四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（七四）　四
○平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（七五）　四
○平成二十二年度における児童手当法及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（七六）　五
○平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（七七）　五
○国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（七八）　五
○国土審議会令及び国土調査法施行令の一部を改正する政令（七九）　五

〔省　令〕

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**総務**三五）　五
○市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三六）　五
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（**同**三七）　五
○地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令（**総務・財務**二）　六
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**五）　六
○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（**同**六）　六
○関税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**二七）　六
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**五〇）　六
○平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（**同**五一）　六
○海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令（**農林水産**二七）　七

〔告　示〕

○認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準（**総務**一二七）　七
○自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を廃止する件（**同**一二八）　七
○輸入数量に基づく特別緊急関係の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件（**財務**一一八）　七
○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件（**同**一一九）　七
○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件（**同**一二〇）　七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。